

防犯灯新設基準チェックシート（R5.4月）

このチェックシートは、町内会で防犯灯を新設する際に、設置場所や明るさなどのほか、防犯灯を設置する目的や、課題解決の手段として適切であるかなど、設置の必要性を市と町内会が相互に確認し合うためのものです。

1. 町内会での協議について	
・防犯灯を新設する目的、どういう課題の解決のために設置するか、など町内会での協議による、設置の効果を記載してください。（例：民家が空家になり、家についていた照明が無くなったことで夜間の路上の見通しが悪くなった。防犯灯を設置することで見通しを良くし、通行の安全を確保する）	

2. 新設する場所について	
・夜間の照度が防犯上不足している	<input type="checkbox"/>
・特定の住民のみの受益となるものでない(駐車場を照らすなど)	<input type="checkbox"/>

3. 照度基準（明るさの基準）※裏面参照	
・設置する照明は、裏面「照度基準(クラスB+)」に適合している	<input type="checkbox"/>
・周囲の照明から、おおむね16メートル以上離れている	<input type="checkbox"/>

4. 照明器具について	
・電気料金の契約区分が10VA以下のLEDである	<input type="checkbox"/>
・景観に配慮した色、形状であること(景観重点区域などの場合)	<input type="checkbox"/>

5. 他の権利者の同意について	
・中電柱・NTT柱に添架する場合、中電、NTTの承諾を得ること ※事業者さんに手続きしてもらってください 中電:供給承諾のわかるもの、NTT柱:NTTの承諾書	<input type="checkbox"/>
・専用柱の場合、土地の所有者または管理者の承諾を得ること 市道など:道路管理者(維持課、基盤産業課)の占用許可 個人所有:所有者の同意書	<input type="checkbox"/>

6. 上記（1～5）を記入したうえで、電気料金を負担することを含めまちづくり協議会の同意を得ること	
町内会の防犯灯の設置について同意します。 まちづくり協議会名:	<input type="checkbox"/>

●照度基準（明るさの基準）について

◎「クラスB+」とは

（公社）日本防犯設備協会が示す防犯灯の明るさの性能の基準です。

警察庁が、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを進めるために定めた「安全・安心まちづくり推進要綱」に、道路等の整備・管理について防犯上留意すべき事項が記載されています。これによれば、道路では夜間、「人の行動を視認できる」照度を確保することとされており、具体的には「4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる明るさ」とされています。

「クラスB+」とは、（公社）日本防犯設備協会が、この明るさを確保するものとして示した防犯灯の明るさの性能の基準で、商品カタログ等に記載されています。

※照度基準（明るさの基準）の、「クラスB+」を確保する主なもの

メーカー・品番の例（これまで補助申請があったもの）

①パナソニック
NNY20328LE1
NNY20485LE1



②東芝ライテック
LEDK-78928NP-LS1



③オーデリック
XG259 009



◎設置間隔について

（公社）日本防犯設備協会では、「クラスB+」の明るさを確保するための、照明の設置間隔の目安を12～16メートルと示しています。（照明器具によっては16メートル以上の性能のものもあります。）防犯灯を新設しようとしている場所の周囲に照明がある場合の参考としてください。